

常任委員会の閉会中の継続審査事件について

1 常任委員会の継続審査事件

- (1) 総務委員会
働き方改革推進計画について
- (2) 福祉文教委員会
困難を抱えるこどもやその家族に対する支援について
- (3) 協働環境委員会
協働のまちづくりの推進について
- (4) 経済建設委員会
経済政策について

2 調査期間 調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる

【参考】

地方自治法第 109 条第 8 項

委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

会議規則第 105 条

委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。